

議員提出議案第18号

乳児用液体ミルクの国内製造・販売に向けた成分規格及び製造基準等の制定を求め  
る意見書

上記の議案を提出する。

平成29年10月3日

提出者	11番	伊藤	よしのり	19番	大高	拓
	21番	筒井	たかひさ	22番	平田	みつよし
	23番	秋本	とよえ	29番	中村	しんご
	30番	くぼ	洋子	31番	出口	よしゆき
	32番	上原	ゆみえ	33番	黒柳	じょうじ

葛飾区議会議長 安西俊一 殿

乳児用液体ミルクの国内製造・販売に向けた成分規格及び製造基準等の制定を求め  
る意見書

乳児用液体ミルクは粉ミルクと比較しても利便性が高く、欧米を中心とした海外では広く一般に利用されているが、我が国においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく乳飲料に該当するものの、成分規格や製造基準が定められていない。

しかし、乳児用液体ミルクは、常温で保存ができ、調乳済みの個包装であるため衛生的でかさばらず、さらに湯沸しや哺乳瓶の滅菌作業も不要で利便性が高く、育児負担の軽減にもつながるなど、女性の活躍推進や男性の育児参加を促す上でも有効であることから、乳児用液体ミルクの国内製造・販売を望む親の声は高まっている。

また、無菌充填処理され調乳時に菌混入リスクも少ないことから、世界保健機関（WHO）は、新生児や感染リスクの高い乳児に対しては、粉ミルクよりもむしろ液体ミルクを推奨しており、生育段階に応じて必要な栄養も調整されていることから、世界各国では液体ミルクが広く活用されているのが実状である。

こうした中、我が国においては、東日本大震災の際にフィンランド製の乳児用液体ミルク14,000パックが緊急支援物資として提供されたほか、昨年の熊本地震の際には、水、電気、ガスの確保が困難となった状況下、同様の液体ミルク約5,000パックが保育施設で配布

された実績がある。

液体ミルクは、災害による断水・停電等の際や、災害ストレスなどによる母体の体調不良時であっても、安心してスムーズに授乳することが可能であり、災害対策の観点からも有用であることから、避難所や保育施設、病院などへの備蓄の必要性も示されている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、乳児用液体ミルクの国内製造・販売に向けた成分規格及び製造基準等を早急に制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。